



研究活動支援制度の申請に関するQ&A

〈初めて申請する方・継続申請の方も、ご参考にしてください〉

Q1. 研究活動支援制度の申請書はどのような視点で書いたらよいですか？

A1. ライフイベントと研究の両立の状況が分かるように、家族の支援や社会資源の利用状況をご記入ください。保育、介護度、その他の状況欄(記述)には、いずれかの該当の項目に状況を記入してください。

Q2. 研究概要欄(目的と計画)はどのように書いたらよいですか？

A2. 専門外の人にもわかりやすいように簡潔に記入してください。研究の特徴、将来性を含め、目的と計画について説明してください。(現時点の成果ではありません)

Q3. 支援者に依頼する業務内容は、どのように書いたらよいですか？

A3. 具体的な業務内容を研究内容との関係がわかるようにお書きください(単なる「データ入力」のみでは研究との関連が不明です)。本制度を利用することで、研究がいかに進むのか、また、支援の効果として期待されることもご説明ください。なお授業コンテンツ作成補助は該当しません。

Q4. 研究業績があまりありませんが、申請はできますか？

A4. 申請対象者で該当される方(子育てや介護、その他)はできます。本制度は、ライフイベントと研究の両立を応援するための制度です。

Q5. 男性でも育児や介護を理由に申請ができますか？

A5. 利用できます。ただし、配偶者が大学及び大学共同利用機関、文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、高等専門学校、文部科学大臣が指定する機関で雇用されている研究者に限ります。申請書には勤務先の研究機関名等を記入してください。

Q6. 研究活動支援制度は、何度でも継続して利用できますか？

A6. できます。審査の際、初めての方が優先されますが、継続されている方もいます。

Q7. 科研費等別資金を得て研究をしています、研究活動支援制度を利用できますか？

A7. 申請できます。研究費取得状況は、審査の際、考慮させていただきます。

Q8. 外部資金や寄付金で雇用している研究補助者を、研究活動支援者として併用して雇用できますか？

A8. 併用することはできません。(実施要項参照) また、本制度としては、別の経費で雇用されている者の経費変更は想定していません。

Q9. 介護で申請する場合は、介護保険の介護認定を受けていないと利用できませんか？

A9. 介護認定を受けていなくても介護が必要な方は対象になります。差し支えない範囲で、介護の

状況を記入してください。

Q10. 申請に子育てや介護認定等の証明書類の提出が必要ですか？

A10. 必要ありません。支援の必要性がわかるように、申請書の該当の状況欄(記述)に育児や介護の状況・程度をお書きください。ただし、申請内容に虚偽が含まれている場合は、支援が途中で打ち切られたり、今後の申請が認められなくなることがありますので、ご注意ください。

Q11. 研究活動支援者へ交通費は出ますか？

A11. 学外者を雇用する場合には交通費は補助額の中から支給していただきます。また、学生には支給されません。(TA・RA同様)

Q12. 研究活動支援者が見つからない場合、学生のあっせんをしてもらえないですか？

A12. 原則、紹介はしていません。

Q13. 複数の研究支援者を採用できますか？

A13. 曜日・時間を変えるなど、勤務をはっきり分ければ可能です。(同時間帯に複数名による支援は不可)

Q14. 学外勤務や土日、休日に研究活動支援者を利用できますか？

A14. 勤務場所は学内のみとなります。また、土日・休日に研究活動支援者を利用する場合は、利用者が勤務の振替をした上での利用となります。

Q15. 研究活動支援制度を利用したら、成果報告等の義務がありますか？

A15. 研究活動支援制度利用者には、研究業績(論文数や学会発表数)、科研費の採択等の成果を報告していただきます。ダイバーシティ事業終了後に、JSTおよび文部科学省へ提出する事業成果報告書に成果数等を記載します。なお利用報告書の提出が遅れると次年度以降の採用について見合わせる場合がございます。

Q16. 申請金額に上限がありますか？

A16. 予算には限りがありますので、昨年の実際の補助額分布をダイバーシティ推進センターのホームページの「各種公募データ」を参考にしてください。また確実に利用しきれぬ金額としてください(余剰が出ると人件費のため手続きが煩雑です)。なお、申請額に対して一定の充足比率をかけた形で補助額が決まるわけではありません。

Q17. 技術補佐員や短時間の研究員、学術振興会特別研究員でも申請ができますか？

A17. 主たる研究者として本学で研究に従事している者であり、かつ、社会保険に加入していることが条件になります。なお、非常勤教職員就業規則では、研究員は研究に従事しますが、技術補佐員は研究に従事しません。また、学術振興会特別研究員はRPDも含め、対象になりません。なお技術職員は申請可能です。